

令和3年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和3年3月4日(木)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	特命参事	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	復興定住推進課長	武藤亨介君
税務課長	小野純一君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	片倉剛君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	千葉恭啓君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和3年3月4日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔3人 4件〕

◎一般質問通告順

5. 8番 石川 壽和 議員
6. 1番 吉田 耕大 議員
7. 13番 若生 寛 議員
- 日程第 3 報告第 1 号 大郷町障害者福祉計画について
日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6 同意第 1 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7 議案第 7 号 大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 8 議案第 8 号 大郷町税条例の一部改正について
日程第 9 議案第 9 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 10 議案第 10 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 11 議案第 11 号 大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第 12 議案第 12 号 大郷町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
日程第 13 議案第 13 号 令和 2 年度大郷町一般会計補正予算(第 10 号)
日程第 14 議案第 14 号 令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 15 議案第 15 号 令和 2 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 16 議案第 16 号 令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 18 議案第 18 号 令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 19 議案第 19 号 令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 5

号)

日程第 2 2 議案第 3 1 号 大郷町介護保険条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔3人 4件〕
- ◎一般質問通告順
5. 8番 石川壽和 議員
6. 1番 吉田耕大 議員
7. 13番 若生 寛 議員
- 日程第 3 報告第 1 号 大郷町障害者福祉計画について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 1 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 7 号 大郷町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 号 大郷町税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 大郷町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 大郷町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 令和 2 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 2 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補

		正予算（第3号）
日程第19	議案第19号	令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第20号	令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第21号	令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第22	議案第31号	大郷町介護保険条例の一部改正について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番吉田耕大議員及び2番佐藤 牧議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） おはようございます。8番石川壽和です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、大郷町都市計画マスタープラン、先頃示されましたが、その中から3点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目、大松沢地域を農業施設集積地域とし、大型施設園芸農場の誘致を図るとのことだが、株式会社イグナルファーム大郷、株式会社東北アグリヒト、株式会社村上農園、それぞれの現状と支援内容についてお伺いをいたします。

2点目、今後の新たな農業施設誘致の見通しについてお伺いをいたします。

3点目、優良農地の保全を掲げていますが、本町での農業従事者の高

齢化や担い手不足についての所見をお伺いいたします。

以上3点よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。よろしいんですか。（「はい、どうぞ」の声あり）

ただいま石川議員の大郷町都市計画マスタープランについて、農業を中心とした内容であります。が、（1）については、まず株式会社イグナルファーム大郷は、平成30年10月に現施設での営業を開始してから、施設でミニトマト約1ヘクタール、露地で長ネギ約4.2ヘクタール栽培していたところでございますが、令和元年東日本台風により、施設等に大きな被害があり作物生産ができない期間がございましたが、現在は施設・設備等を復旧し、あわせて、県のスマート農業の実証事業や環境制御システムを活用することで、労働力の削減、収量の向上に向けた積極的な取組を実施しているところであります。

また、株式会社東北アグリヒトについては、令和元年東日本台風により施設が全壊いたしましたことから、新たに国の補助事業を活用して、施設・設備の再建に向けて、現在、国と宮城県と協議を進めているところであります。

株式会社村上農園においては、令和元年東日本台風の影響により、かさ上げの変更や施設に関わる社内協議に時間を要したことから、現時点で施設建設に着工できておりませんが、令和3年度内の操業開始に向けてただいま準備を進めているところであります。

（2）については、3つの農業法人進出決定後、複数の問合せや照会ございましたが、現時点での具体的交渉案件はございませんが、今後も宮城県など関係機関との情報共有を図りながら、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

（3）については、農業従事者の高齢化と後継者不足は、農業を基幹産業としている本町において、喫緊に解決しなければならない問題だと捉えております。これまでも国や県だけでなく、町独自の支援策を講じているところでございますが、今後さらに、町内はもとより、町外からの移住就農者を受け入れるための体制、支援策を講じて、国・県、JA・土地改良区など関係機関と連携しながら農業者確保対策を進めてまいりたいと思ひます。

幸いにして、今、百戦錬磨とラトリエが縁の郷運営改善を図るということだけでなく、このコロナ収束後、社会の価値観を想定した事業展

開をするために、新しい農業文化を追求する。その能力を持っている百戦錬磨に対して、本町では新しいユーザー認識、社会学を広く、ネットワーク、チャンネルを持っているこの企業に、本町の農業が基幹産業だということであればあるほど大いにこの会社を利活用していかなければならないというふうに考え、このたび縁を拠点とした本町の農業革命を図ると、こういうことをごさいます。議員におかれましても、商工会という立場でも議員はごさいますので、農商工連携しながら、国際農業を視野に入れた新たな発想で、この会社を中心に力強く発信してまいりたいという考えであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） ありがとうございます。

今の後段のお話もこの答弁書に記載していただくと助かるのかなとも思ったんですが、まず1点目から再質問させていただきますが、このイグナルファーム大郷、たしか被災前、ほぼ順調に操業していたと思うんですが、現在どの程度の復旧率というか、仕事の内容とか売上げとかですね、その旨、もしお分かりであればお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

イグナルファーム大郷でございますが、東日本台風、こちらでの被害ということで、かなりの被害を受けました。国の経産省の補助事業を受けて、施設、設備については復旧のほうは全て完了してございます。その後、先日の地震によりまして、一部施設、パイプのほうですけれども、ちょっと被害があってといったところでございますが、そちらについても仮復旧しながら、本復旧はこれからというところもあるかと思えますけれども、そちらのほうも問題なく今のところ営業できているというような状況がございます。

年間の生産につきましても、ある程度、令和2年に入ってからの部分については予定どおりというところで、売上高として1億5,000万円ということで売上げの目標がございますが、それに向けて今営業のほうをしているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 確かに見ていると人の流れもありますし、売上げもそこそこ。ここ何回か、あの社長の仕事の内容とかテレビで何回も取り上げられていましたので、その辺の内容を私も承知はしていますが、このま

ま順調に進んでいただければなと思います。

次に、東北アグリヒト、私のうちの真ん前なので毎日のように見ているんですが、やっと解体が終わって、これからということだと思うんですが、どのぐらいの規模で今度。小耳に挟んだところによると、今回の13億円かかったものを、かさ上げも含んで20億円ぐらいで形をつくりたいというようなことが耳に入ってきましたが、その辺のところをもし御承知であればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

東北アグリヒトでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、前回の建物については総事業費13億円ということでした。被災を受けまして、新たに国の補助事業を受けてということで、今、計画を国と県と調整しているところでございます。実際具体的に20億円という数字もございましたが、具体的な数字としてはまだこちらのほうでは捉えておりません。ただ、前の施設よりも若干やはり事業費としては多くなってくるというようなお話だけは伺っておるところでございますが、いずれ今後国とも調整しながら、事業費、それが適正なものになるのかどうか、事業規模も含めてということになります。そういったかさ上げの部分についても、どういった形でのかさ上げということになるかというところも今後協議しながら進めて調整していければと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） ありがとうございます。

話が戻るようですが、あそこの解体、私もあそこを歩いて、解体の発注元が大郷町になっていましたので、ちょっとびっくりして担当課のほうにお聞きしたら、台風19号災害の瓦礫扱いで処理していただくという内容でございました。あそこの解体について、全部、100%国ということでよろしいのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

東北アグリヒトの解体につきましては、完成前ということで、瓦礫の撤去という形で中粕川と同様に処理をいたしております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） そのことがあつての再開に向けての取組という捉え方を

していますが、一日も早く操業することを願っているところでございます。

次に、村上農園について、今朝もあそこの前通ってきたんですが、本当言えば去年の4月に着工予定という看板がまだいまだに立っていますが、あそこも聞いた話だと、さらにかさ上げして操業に向けてやるということなんですが、その辺のところの内容をお分かりであればお願いをいたします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

内容については町長答弁のとおりでございますけれども、本来であれば昨年春に施設建設に着工予定で、今年度中には操業開始を見込んでいたところでございますけれども、現時点においては、担当者レベルにおいては最終案がまとまりつつあるということですが、実際の社内の最終決定まで至っていないというところで、現時点の見込みでは今年の春に着工できればという形で準備を進めているという報告をいただいております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） あそこに3つの大型ハウスが完成して操業が始まると、かなり見事なものだろうなと期待をしていたわけですが、19号の被災で、確かに村上農園の敷地、あそこが内水の通り道になって、そのまま東北アグリヒトに水が押し寄せて、生コンの床ですかね、コンクリートの床が持ち上がるほどの水の流れだったとあそこを視察したときに思いました。

昨日、石垣議員の質問にもありましたが、内水対策ということで、私の12月定例会での一般質問の中で、町の中小河川のしゅんせつ作業、緊急しゅんせつ作業を5か年かけてやるということでございましたが、今回提示されたマスタープランの中では、5年をかけてですが、マスタープランの中では令和4年、来年の3月完了に向けて取り組む予定だと示されておりました。ただ、その挙げられている川の名前に、あそこのイグナルファームの脇を通っている新堀川が挙がっていなかったんですが、あそこはそのしゅんせつ作業の対象になっていないのかどうなのか、その辺お聞かせください。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員、質問通告内容については、農業施設のそれぞれの現状と支援内容についてということなので、そこに絞って質問願います。

8 番（石川壽和君） それも一つの支援かなという捉え方で、私、今質問をさせていただいているんですが、やっぱり前にも、12月定例会の中でもお話ししましたがけれども、進出してきた企業が安心して操業できるためには、危険だというところを払拭しなければならないだろうと。東北アグリヒトのあの解体現場を多分毎日通って見ている方がたくさんいらっしゃると思うんですね。それを目の当たりにしたときに、進出しようとしている企業が多分二の足を踏むのではないかと。そういう方々に、きちんと内水対策を大郷町はして大丈夫なんだという印象を与えるためにも、この中小河川のしゅんせつ作業というのは必要だろうなと思って質問をさせていただきました。議長の判断で取り上げていただければほかの質問させていただきますが、もしお答えいただけるのであればお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） それぞれの企業に対する浸水対策についての支援というのは、現段階で考えておられるんですか。その辺の質問ですけれども。誰、答える。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

新堀川の件につきましては、県の管理河川でございまして、今のところちょっとこちらではそのしゅんせつ等につきましては把握してございません。こちらで、あと県のほうにその内容については確認させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） ありがとうございます。

働きかけをお願いしたいと思います。あそこ、イグナルファームを被災後に視察したときに、やっぱり新堀川からの越流で東側の基礎の部分がかかなり傷んでいましたので、その辺のところを強く県のほうに働きかけて、あそこもしゅんせつしていただければなと思います。

それでは、2点目、先ほどから触れていますが、新しく進出をする企業の間合せ、照会はあるものの現時点での具体的な交渉案件はないということなんですが、間合せや照会があったときに、先ほど言ったような安全で安心だと。戻るようでございますが、イグナルファームにお邪魔したときに、ここは絶対水が来ないところだということを町のほうから聞いて始まったんだというようなことをぽつっと、こう言ったことを記憶にあるんですが、そういうことも含めながら、この安全安心だということを伝えながら進出企業を誘致していただければと思うんですが、その辺の考え方とか意気込みとか、もし担当課なり町長なりあればお願い

したいと思います。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

3社進出後、町長答弁の内容ですが、主に県外の企業になりますけれども、県においても大郷町がこういった取組をしているということは十分御理解いただいております、県のほうにあった相談等においても大郷町を紹介いただいているという状況でございます。その中で、我々としても既にお問合せいただいた企業については、現地の視察いただいたところもございました。その候補の場所について、農業委員会にも御相談させていただいた案件もございましたけれども、残念ながら現時点では内容が進んでいるというところはない状況でございます。現地を見ていただく上でも、この場所であればという企業さんであれば、そういったところについて改めて積極的にPRしてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 町長からありますか。じゃあ、町長。

町長（田中 学君） どうしても田んぼを利用した施設ということになりますと、田んぼですから、この用水条件がいい場所にほとんど田んぼとして存在している。そうでない高台に設けるような農業施設であればまた話は別なんです、農地を利用するという観点から、どうしてもそういう水害の影響する場所が多いと。大郷だけでなく、そういう環境にあるということでもありますので、大郷だけではなかなか今の議員の質問に答えかねる部分もありますので、県管理の河川について積極的に今強くお願いをしているところでありますので、恐らく鶴田川の河道掘削もその条件に入っておりますので、政治的な解決を強く要望してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） よろしくお願ひいたします。3法人が順調に操業してこそ大きなPRになると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

この後継者問題なんです、以前、何かの話で、議会で話があったときに、個人的な問題だろうというような答弁もありました。ただ、この間いただいた資料ですと、農業法人が14、生産組織9つ、この23組織の中で働いている方が121名、そのうち60代から70代が47名となっております。この農業法人、生産組織の中で後継者が、次の頭というか、次の

社長とかですね、そういうのが決まっているところというのは幾つあるか把握していますでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、農業法人であったり、生産組合ということで一昨年にとということになりますけれども、の状況でのアンケートということでさせていただいた内容がございます。後継者であったりが決まっている、もしくはいるということで御回答をいただいたのが95%の法人、組織。残り5%については、まだ決まっていない、もしくはいないというような回答でいただいている内容はございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 確かに農業法人、生産組織の方々は、複数の方が働いていらっしゃると思いますので、今の95%というのはいずれのところもあるんですが、問題なのは、私この間も課長のほうから資料をいただきましたけれども、個人経営、担い手とされる方のデータをいただきましたが、これが57人中、それこそ60代後半から70代の方が44名ということでございました。この辺の状況を担当課としてどのように捉えていらっしゃるのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちら、先ほど法人であったり組織であったりという部分については御回答をさせていただきましたけれども、実際、法人であったり組織については、30代、40代、50代、まだ個人の農家よりは比率として高いというような状況がございます。個人については、確かに議員のおっしゃるとおり、60代、70代がもう半分以上を占めているというような状況がございます。こちら、今後の将来の農業といったものを考えたときに、かなり厳しい状況にあるということは当然感じているところで、何らかの対策といったところも今後打ち出していかなくちゃいけないと思っておりますし、今ある補助、支援の部分、そちらも十分いろんな媒体を使いながらPRしていきながら、後継者の確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 町で出している新規就農支援、たしか後継ぎの就農者にはこれが適用されないというお話を聞いた記憶があるんですが、中身的にはどうですか、このことについて。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、国の施策の中での補助事業というところで、次世代の人材育成事業もしくは農の雇用事業といったところでの部分になるかと思えます。そのときに、役員の方の後継者というか、後継ぎの方の場合については、対象にならない場合の要件があるということになってございます。そのほか様々な補助事業あると思えますが、そこで後継者であるがために補助の対象にならないといったところではない補助事業のほうもございまして、そちらの活用についても御案内できるようにしておきたいと思えます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） この後継ぎの問題で、結構あるようなんですが、息子がうちに来て農業をやるということになって、ただ、ある方に言わせると、小遣い程度のお金をやって後を継がせるというのはどうなんだろうという話を聞いたことがあります。給料ですかね、個人経営であっても。息子がその後を継ぎたいと言ったときに給料制にしておけば離れなかったんではないかというような話も聞きますので、後継ぎ就農の方に、給料という形がいいのかどうか分かりませんが、年数を区切つてのそういう助成というか、補助というか、できないのかどうか。その辺お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問に関連するわけではありますが、議員ね、昔のように家族農業で、作った米がどこに行くかということがはっきりしている当時の統制時代の農業であれば、それもできるわけなんですけど、今や自由経済の中で米作りをしなくてはならない。ですから、とても個人で少数の数量では合わない。合わないから、後継ぎが出てこない。これを産業に変えようということで、私は農業を産業に変えなくてはならないということになれば、販売まで一貫しなくてはならないわけですから、それを農協が本来ならばやらなくてはならない。ところが、今この自由化になってさえ、生産調整をオープンにするということをやられていながらも、調整しなくてはならないという大変厳しい環境にさらされているこの仕事を喜んで後継ぎが継げるような農業形態、ここに努力する以外ないと、こう申し上げれば大変農業を切り捨てる話になってしまう。そうでないよということで、今いろんな形で補助対象になる作物を作ったり、いろんなことを試行錯誤しながらやっている。

農業法人、同じようなことをやっていったら、この農業法人も駄目になりますよ。ですから、今、農業法人には、やっぱりそっちで転作、豆

をやるというのであれば、みんな皆その会社に任せてしまうと。じゃあ、別な法人は、豆を作った後に、後作としてこれをやるという作物も選定していかなければ駄目だと。一つの土地を年通して二、三作物作れるような発想に立たなければ、今の価格調整に対応できないというふうに私は考えております。今この百戦錬磨となぜこの出会いがあったかという、そういうことを解決するために、今、新しい大郷の農業文化を改めていかななくてはならない。

牛作りもそうですよ。農協さんの下請みたいなのをやっていたんでは、とても合わない。ですから、大手企業が、もうかるのであればどんどん参入する。それをじゃあ地元で駄目だというわけにいかない。若生さんなんかよく知っているでしょう。補助金がなければできないんだという発想だよ。電気屋なんか、補助金ないけれどもやらなきゃならないんだ。そういうことなんです、簡単に言うと。ですから、やる人の考え方によって大きな差が出てくる。農業法人も生き残る人と駄目になる法人と出てくることを心配しているのです、農政商工課も今いろんな試行錯誤をしながら指導しているということです。千葉議員なんか元農協の職員ですから、そういう指導的役割で議会に来てると、こういうふうに理解をしているところであります。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 今、町長が熱弁を振るっていただきましたけれども、そのようなことを農業に携わる町の人たちに説くというか、話をするとかというような機会は、町長、ないんですかね。（「やっています」の声あり）やっているんですか。（「やっています」の声あり）

私も何か打つ手がないかなと思っていろいろ調べて、異業種、先ほど町長が百戦錬磨とラトリエの話をしましたけれども、異業種からの農業に参入というのをちょっと調べました。ただ、稲作についてのこの異業種参入というのは、全国的に見てもないんですよ。ほとんどが園芸作物、大型ハウスなりの内容が多かったように思います。

その中で、私も初めて見たんですが、大郷町でも2017年の11月13日更新ということで、異業種参入を募るようなホームページというか、ネットの中にありました。多分これ、先ほど出た3法人の誘致が決まったあたりだったと思うんですが、これが候補地を町が探したり、紹介して、地域ぐるみで支援するというような内容のことが載っていましたが、残念なことにこの2017年の11月13日更新となっていて、それ以来、何も書き換えられたような様子がなかったので、この辺のところをもっと

活用していただいて、さっきの内水対策にもつながるんですが、安全で安心して操業できる土地を町が紹介、候補地を探して紹介して、地域ぐるみで支援するというような内容のいい内容が載ってましたので、この辺のところをどう捉えていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員のほうから指摘ありましたホームページの件でございますが、確かに企業に対しての町としてのPRのページということで設置しているものでございます。確かに、その後、更新はされていないということもございます。データも古い部分というところもございますので、その辺は更新しながら、そして内容も改めて、今御指摘いただいた内容も含めてPRできる部分、さらにいろんな形であるかと思っておりますので、その辺も十分検討をした上で、さらにホームページだけでなく、いろんな媒体使いながらPRしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） いろいろ申し上げてきましたけれども、この後継者問題、確かに町長がおっしゃるように、経営形態なり、そういうもので魅力のあるものをつくっていかねばならないのは当然だと思います。ただ、個人経営の場合のその難しさというんですか、スマート農業というのも今出ていますが、楽をしようとするればお金がかかるということでございますので、その辺、町のほうも本気になって、5年先、10年先を見据えた後継者育成をしていただきたいなと思うんですが、その辺、また再度町長のほうからお気持ちをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 特にこの21世紀、第4次産業革命が始まり、まさに今学校関係もITを活用した授業に入っておりますし、企業なんかもテレワーク時代、会社に行かなくて我が家で仕事をする。そういう時代でありますので、いかにこの余暇を楽しみながら産業に結びつけていくかということになりますと、観光と結びつく。それを縁が今、あそこを拠点にして、テレワークの部屋が改装されました。企業が張りついて、企業も、今度その農園に貸農園が始まっていくわけであります。そして、企業と本町がつながる。つながったら、町の産業、牛等、注文を受けるかもしれない。そういう形で、農協も今、全農がこの事業に参画してい

るから、全農も地域農業とJA新みやぎが今後新しい発想に立って経営安定を図るということでありますので、そういう時代を見据えた形の農業経営を指導してまいりたいということでもあります。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 最近は報道されなくなりましたが、以前はタイムカードで農業をやるというのが一時期取り沙汰されたことがありました。全国を見渡してみると、いろんな形で農業、後継者、選んだりしているところもありますので、その辺模索していただいて、大郷町、基幹産業は農業と掲げていますので、悔いのないことにさせていただきたいと思えます。終わります。

議長（石川良彦君） これで石川壽和議員の一般質問を終わります。

次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番吉田耕大、今回、住民バスとふれあい号の利用についてお伺いしたいと思います。その中で、関係課や情報を提供していただいた皆様のためにも、できるだけ住民に寄り添った形になるよう心を引き締め一般質問をさせていただきます。

大綱1番、公共交通体制の見直しについて。

（1）住民バスやふれあい号等の公共交通体制の見直しや、住民の方々にさらに活用をしていただくための施策についてお伺いいたします。

①公共交通体制の見直し及び対策のうち、特に住民バスについての進捗状況をお伺いいたします。

②住民バスを利用する学生が多くいるが、より多く利用していただくために、休日運行の考えはないのかお伺いいたします。

③ふれあい号の利用状況を踏まえ、年齢制限、独り暮らしの方などが利用できるよう、利用対象の拡大の考えはないのかお伺いいたします。

大綱2、新型コロナウイルスワクチン接種について。

（1）町民の方々がかかりつけの黒川地域内の病院でワクチン接種を行えるよう、医師会に要望する必要があると考えるが、所見をお伺いいたします。

（2）集団接種会場に公共交通機関で来場される方に対し、交通費を無料にすべきと考えるが、所見をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員の交通体系の見直しという御質問でございます。

（1）の①、②については、住民バスは、少子化の影響とともにコロ

ナウウイルスの影響もあり、乗車人数が減っている状況などから、令和3年度中にスクールバスも含めて運行見直しを検討することにしてございます。その準備として、乗車人数の少ない路線の乗客調査や、運行业者による乗客アンケートなどを実施しており、今後は予断を持たず、各方面からの意見をいただきながら、より多くの皆さんの生活の足として御利用いただけるよう協議を進めてまいります。

③のふれあい号の活用に関しては、大友議員に答弁させていただいたとおり繰り返すこととなりますが、今後、アンケート調査を行い需要と供給を見定め、当初の目的に資するように検討してまいります。

大綱2番であります。新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

まず、(1)のワクチン接種に当たっては、黒川医師会の協力が不可欠であります。集団接種の実施に関する協力要請を含め、現在医師会と詳細を協議中であります。

(2)の集団接種に関する、交通手段に関する御質問でございます。現在、黒川圏域で集団接種を実施する方向で圏域市町村と調整を図っており、接種会場ごとになるかはまだ決定しておりませんが、移動手段のない方に対する接種会場までの交通手段としては、接種者に御不便をかけないように何らかの手配をしてまいります。要するに、足の確保を行政として行いますということにございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 再質問に移らせていただきます。

大綱1番の1について、公共交通体制の見直し、住民バスについて進捗状況をお伺いしました。中でもこの住民バスを利用されている方、特に多いのが学生、今、担当課から情報をいただいたところ、やはり売上げの半分以上が学生、大学生と高校生が利用されていると。その中で、利用されている人数が65名と計算して出させていただいたんですけども、その方以外に利用されている方がやはりかなり少ないと。利用状況を見ますと、1日、1か月と見ると、やはりどうしても学生が往復する、65名が往復することで130名利用されているというふうに計算していると思うんですけども、その中で、その他の方が利用されているというのは100名いるかいなか。学生がやはり一番多いというふうなことを考えて、その学生のためにやはりもう少し公共交通体制の見直しだったりとか。その方たちにしっかりアンケートを取り、いつどういうふうに、

どの時間というふうなニーズをしっかりと伺うような必要性があると思うのですけれども、今アンケートを取るといふような形はありましたが、これはやはり主に学生だったりとか、今利用されている方、今後利用される方に対してしっかりとアンケートを取っていただきたいのですが、このアンケートを取る、いつまでとか、どういうふうな体制で、いつ改善されるのかというのをちょっとお伺いさせていただきます。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 住民バスにつきましては、12年から運行してございますけれども、当初の時点から、宮城交通のバスが廃止になるということも含め、町外に出ていく方々、その中でも学生というものに焦点を当ててこれまで運行してきたところでございます。3年度において公共交通体系の見直しを行うという形でこれまでも話させていただいておりますので、アンケートも含めて、早々に要望というものを取りまとめた上で、来年、再来年度に向けて検討してまいるといふ形で考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それだと、来年度にアンケートを取り、再来年でそれを実施するという考えでいいんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

そのとおり3年度中に、4年度からの運行の見直しを図っていくという考えでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） なるべく早くしていただきたいんですけれども、それだと少し遅いような。今この状況、人数が少子高齢化で子供たちが減っている中で、やはりこれからを担っていく子供たち、学生さんたちが、大郷町の公共交通体制しかない、使えない状況で、学校に行くだけのバスではなくてふだんの足にもなるように。これ、町長の施政方針にも、住民バスは町内唯一の公共交通機関、公共交通機関の在り方について見直しを行い、皆様の生活の足として御利用いただけるような体制づくりに努めてまいりますと今年の施政方針で書いてあるので、やはり今年中にしっかりと策定して、来年度と言わず、今年中に実行できるようにしていただきたいと僕は思うので、まず学生さん、大学生、高校生、そして、次にその利用される中学生までしっかりとアンケートを取り、利用していただきたいと。それも早く、早期に解決していただきたいと思いますが、

もう少し頑張るといふ意気込みを見せていただきたいのですけれども、町長からひとつよろしくお願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 全力をもって当たらせていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） なるべく早期解決、早期ということであるべくお願いしたいし、その子供たちが住みやすいと、大郷町のバスを利用して大郷町はやはりいいところだと、今後これが定住にもつながると思いますので、より早く子供たちが、あ、大郷町って土日も運行してくれるんだとか、ニーズに合ったものでもいいので、しっかりアンケートを調査していただいて、早く解決にさせていただきたいと思います。

それで、(2)に移らせていただきますが、これも先ほどと同じような意見なんですけれども、やはり大郷町の住民バスの売上げは学生が多いので、やはりその利用環境をしっかり整えて、その中でも学生さんが、長期休暇、春休み、夏休み等、そういうときにやはり学校に行くだけではなくて、部活、遊びにというような、そういうニーズもやはり応えるべきだというふうに思います。その辺もしっかりアンケート調査実施できるように、今後、早期解決に向けて、今令和何年度とかと言われましてけれども、いつまでにどのようにというふうな具体的なことをお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 現時点で何月までに何をやるという形の計画はございませんが、議員おっしゃるように、住民のニーズというものを踏まえるためにもアンケートなどを実施して行ってまいりたいと思います。

休日運行という質問がございましたけれども、これまでも議会のほうで休日運行に対する要望等出てございます。さらには、あまり人が乗っていない路線の運行についての是非もいただいているところでございます。そこについては、少ないからどうなのか。あるいは、休日運行については、もう実績、26年度に半年間の試験運行を行った結果を踏まえて現在運行していないという状況がございまして、今回3年度において、皆さん、住民の方々の意向を組み入れるような内容の中で検討をさせていただいて、4年度からの運行を目指してまいるといふ所存でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 前回、土日、休日運行をしていただいたのですけれども、それが伺うところ、半年やったところ1日40名程度の利用者だけだったというふうにお伺いしましたが、その中で、やはり40名って多いのか少ないのかという計算すると、やはり学生がどれぐらい利用したかとか、ほかの方がどれぐらい利用したかとなると、学生はどうしてもタイミングだったりとか、家族旅行とかいろいろありますので、そういうニーズをやはり重点に置かないと、ただやりましたよとか、どうですよとかという分に関して言わせれば、無駄打ちになっちゃうような感じに僕は思ってしまうので、やはりそこをしっかりと。

今普通に費用対効果と言われれば、じゃあ平日の少ない人数しか乗っていないときは、費用対効果はどうなんですかとか。多い学校通学、通勤通学に対して、行くとき帰るときに乗っているときは多いから、費用対効果はありますよね。乗っていないときは、じゃあ、費用対効果はないですよねと僕は思ってしまうので、そこをやはり少しでも多くお金を落としていただいているというか、利用していただいている方にさらにもっと利用していただくようにするほうが、僕は利便性だったりとか、その利用目的に達すると思うんですけれども。やはりその学生という焦点を置くと、自分たちで運転できる方は自分たちでできるけれども、高齢者はふれあい号があったりとか、あるんですけれども、若い世代にはやはりそういう手段がないので、もう少し住民バスを若い世代に利用できるようにしていただきたいと僕は思うのですけれども、休日運行について町長の考えをもう少し、今聞いた中でどういうふうに心が動いたのか、これからどうしていくのか少し伺いたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 黒川圏域、また松島、利府の圏域の首長とも御相談させていただきたいなど、そう今感じたところであります。できれば松島駅、利府駅、また泉の仙台の地下鉄終点ぐらいまで運行すれば用が足せるというふうに思いますので、ちょっとその辺、仙台都市圏との関係も広く意見調整してお答えしたいなというふうに思います。考え方としては、宮黒、宮城圏域と仙台の泉との関係をつなげば、相当向こうからもこっちに入ってくるができるという、そういう休日運行の必要性を訴えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時08分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 引き続き再質問をさせていただきます。

この住民バスに対してやはり公共交通体制の見直しをしっかりと、大郷町に人が入ってくるように、大郷町からいろんなところに行けるように、まず黒川圏域内だったりとか、まずそういう機関としっかりと連携をしていただいて、より大郷町の町が中間地点だったりとか、行き先、目的地になるように、これからニーズに応じてしっかりとやっていただきたいと思います。

3点目のふれあい号のほうに移らせていただきます。

ふれあい号の利用状況について今関係課から少しお伺いしたんですけども、今ふれあい号の利用制限が75歳以上かつ川北、川南に日で分かれていて、自力で乗降できる75歳以上の方というような明記があるんですけども、この規約についてもう少し緩和できないのか、今現在どのような話合いがなされているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり75歳以上、運用に関しては川北、川南を境として運用してございます。大友議員のほうからも同様の御質問があったとおり、今後アンケートを実施して、その拡大できるかどうか、そういった要望があるのかどうか、どういった方がどういった状況であるのか、そういった状況を把握するためにもアンケート調査を実施してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そのアンケートについても早期に行い、大郷町高齢者外出支援事業という名がついているので、高齢者というのはやはり65歳以上というふうに認識するんですけども、75歳と決めてある以上、それをやはりもう少し、不自由な方というか、自分では少し出にくい方たちをやはり吸い上げていただけるような施策を考えるべきだと思います。今、大郷町で利用されている方が、大友議員からも出たように、1日に8から9件というような数字であります。75歳以上、100歳を超える方までを含めて今1,412人います。その中で登録者数が160人、百六十数名となるんですけども、1割しかいない。その他の方で、なぜその登録者数がないのかと考えるようなアンケート調査をしっかりと行わないと。

登録者数を増やすというだけではなくて、やはり孤独な方だったりとか、これから使いたいけれども、利用がどういうふうな体制であったか、利用方法をもう少し周知徹底を行っていただきたいと思うんですけれども、担当課の考えをお願いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

本格運用に先立ちまして、その辺、仮の運行の際の利用者、未利用者、未登録者に分けてアンケート調査を実施しております。やはりその中では、今現在は困っていないよと。家族とかそういった、あとは自分で交通機関を利用してとか、今のところ困っていないという意見もありながら、実際利用したいという方もおられます。その中で今現在160名ほどの登録者数となっている状況と承知しております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今、登録者数が165名なんですけれども、この165名はやはりその1割にも満たない数というような感じ、1割程度と見てしまうんですけれども、例えば65歳から70歳までの方を見ると1,567名いらっしゃいます。その中でも元気な方というのは多いと思います。でも、少なからず弱者、何かしら不自由されている方もやはりいると思います。それが例えば交通手段が持てない方や家族と連絡が取れない方、なかなか近所に知り合いがいなくて乗せてもらえない方や介護認定を受けている方、障害者手帳などを所持されている方、免許返納をされた方、この免許返納というのは何歳からでもできますので、やはり自分に運転の自信がない方というふうな感じになると。そういう方にもやはり特典として、大郷町の高齢者外出支援事業という名の下にそういう方にもやはり手を差し伸べるべきだと僕は思うんですけれども、課長の考えをひとつよろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、基本的にふれあい号の利用に関しては、ある程度御高齢の方ということでの75歳の区切りで、それ以前の方については、ある程度体力のある方という判断で、住民バスのほうを御利用いただきたいという考えから75歳ということ区切ったところなんですけれども、やはり75歳以下であってもそういったことが大分難儀な方もおられるかと思えます。その状況を把握するためにも今後アンケート調査で、そのニーズがどれだけあるのか、そういったところを調査してまいりたいと思います。

なお、御質問の中の介護認定者については、福祉運送のほうで対応できますし、また、障害者に関しては移動支援事業という自立支援のほうでメニューがございますので、そちらを案内したいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今、介護認定の方や障害者の方に対してはそういう送迎があるとお伺いしましたが、それもやはり有償だったり、少しお金がかかったりする部分もありますので、このときこそやはり大郷町の支援事業として、そういう方たち、持っている方に対してふれあい号も使えますよというような、少し大きな広い視野、柔軟な視野、年齢制限はありますけれども、そういう特定の条件をつけてあげることによって利用者が増えたりとか、大郷町に住みたいという。例えば引退されてどここの田舎に住みたいという方たちに、すくい上げの定住にもつながりますし、そういうことをやはり考えると、大郷町っていいところだねと思われるような施策の一つだと思うので、やはりここは柔軟な対応、75歳と決めたから75歳以下の人は駄目じゃなくて、やはりここはもう少し柔軟に対応していただきたい。何かしらものを持っているから、やはりそういう方たちには特典として大郷町ではふれあい号を使えますよ、住民バスも使えますが、ふれあい号も使ってくださいねというような二重の支え、二重の手を出してあげるべきだと僕は感じるのですけれども、町長はどういうふうなお考えかひとつよろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員の町民を思うそのお考えに対しては、大変尊重すべきものがございます。ございますが、本町が今後どう財政状況を柔軟に、豊かな財政にするためにどうあるべきかということを今行財政改革を進めているところでございますので、そのような財源が生み出せるような柔軟な財政環境をまずつくるのが大事であり、議員の御協力を賜りたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 町長のお答えからすると、なかなか、財源があればやりますよ、今財源がないからどうですよというふうなお話になってしまってちょっと答えにくくなってしまったんですけども、この財源という言葉から言われると、施策ってなかなかできなくなってしまうとか、失敗を恐れずできなくなってしまうというので、ちょっと萎縮してしまう部分がやっぱりあったりするのかなという感じに僕は思ってしまったんですけども。これはやはり福祉なので、費用対効果とか

求めるのであれば、この165名という人数を増やさないといけないし、利用をどう考えるのかということも考えていかないといけない部分になってしまいます。そんな中でもやはり今僕が懸念する部分とすれば、川北、川南で分けられている。以前は4ブロック、大郷町の中で4ブロックに分かれていまして、さらに最近では2ブロック、川北、川南に分かれていますけれども、これもやはり見直す必要性があると僕は感じるのですが、今後その見直しについて考えているのか考えていないのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、当課でもその点については注視しております。問題点と考えております。今後どういった運用がいいのか、その辺も含めながら考えていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） これも早期解決に向けて、川北、川南を隔てない、大郷町で、全体で移動できるように、今バスも2台あるみたいなので、川北から川南まですごく網羅できると思います。なぜかという、1日の利用者数が8件、4人しかいない。4人で2台しか動いていないという計算であると、午前中1回、午後1回、それが2人ずつ乗っているという程度にしかならないので、やはりもう少し、毎日じゃないんですけども使えるようにしてあげれば、その倍増える。安易な計算で倍ぐらい増えるのかなと思いますが、やはりそういうことを考えると、川北、川南と分けずに、しっかりと考えていくべきだと思います。

その中で、予約される方が1週間前というようなことが載ってまして、病院に行かれる方というのは、よく使われる高齢者が病院に使われるんですね、その病院の主治医だったりとか、その主治医がいる週の何曜日というふうに日まで決まってしまう主治医もやはりいらっしやると思います。その方がやはり水曜日だったりとかすると、どうしてもその次の週、水曜日行きたいけれども、川北だから行けないな、川南だから行けないなという、やっぱりその隔たりがあつてなかなか予約が取れず、その次の週に予約を取ろうと思っていたけれども忘れてしまったとかという高齢者の方もいらっしやると思います。そういう方に対して、大郷町では1週間前じゃないと駄目だという、またここも規制がある。こういうことをするとやはりちょっと柔軟性に欠けてしまつて、なかなか使いにくい部分があつて、それでも伸びないのかなと僕は、登録者数だったりと

か、利用者数が伸びないのかなと思います。

だから、その利用者数を増やすためには、やはりそういう1か月だったりとか、それはもうシステムの導入だったりとか、予約システムのデータ、そういうのを導入することによって1か月前から把握できるし、その方たちに1週間前になったら一つ電話をする。たった一本の電話で町民の方たちは、あ、そうだ、忘れていたけれども、ああ、ありがとうねというような住みやすい町になってくる。ああ、大郷町って支えてくれるんだな、しっかり。というふうな部分もありますので、その1週間、川北、川南について、何か町長がお伺いあるみたいなので、その1週間の制限だったりとか、年齢、あと川北、川南の制限、この制限、条件についてもう少し御理解いただければありがたいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私の考えからすれば、予約をするということは無駄を省くということでございますので、ですから、その予約どおりの受益者もその基本に沿って御利用していただくということが全てに軽減されるということになるというふうに思います。

利用者が少ないとか多いとかというお話しされておりますけれども、私からすれば、設置者からすれば、こんなにサービスメニューがしっかりしているのに何で利用しないと。それは、多分そちら様のほうがその利用しなくてもいい環境にあるというふうに私は理解しているんですよ。どんどんどんどん多い、百六十何人の予約者がどんどん利用して、この2台の車で足りないということになれば増車しなくてはならないですが、今の段階で1台の車が4人ぐらいの利用しかない、10人ぐらいまでは対応できるんじゃないかなというふうに思いますが、そのように住民ニーズがまだ必要でない人が多いと、こういうふうに私は理解しています。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 町長はそういう認識でいただいても大丈夫なんですけれども、あと、保健福祉課の課長のほうがこれからしっかりアンケートを取っていただいて、朝日観光さんだったりとか、社協さん、包括センターのほうとしっかり連携を取って、どういうふうなのがいいのか。自分たちの考えだけではなくて、その使われる方、利用される方、今後利用したい方のニーズというのをやはり取り入れていくべきだと僕は思いますので、自分たちの状況は運転できるから何の問題もないし、どの車を使おうが何をしようが僕らはいいですよ、160人がどうとかと言

ますけれども。利用者に対して見てみれば、自分がその立場に立ってみてこそ分かることというのはやはりあると思うので、ここはやはり早期解決するためにはアンケートだったりとか、どういうのがいいのか、事業所、関係者、あとは使われる利用者、しっかり早期に解決していただきたいんですけれども、どれぐらいの時期でどういうふうなスケジュールを組もうかなと今後考えているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

スケジュールについては、いまだ、まだ何も白紙でございます。来年度早々にアンケートを実施して、その内容を精査した上で検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 早期解決を、アンケート等よろしくお願いします。

あともう何点かふれあい号のちょっとお伺いしたいんですけれども、今ふれあい号に乗られる方で、なかなか乗るまでに手間がかかってしまう、つえをつく方だったりとか、座るとき、降りるとき、乗るとき、少し介助をしてほしいけれどもという方もいらっしゃるような感じが見受けられます。その中で、乗っている運転手、朝日観光さんの運転手さんはなかなか手を差し伸べて、何かが起きたら朝日観光さんのせいになっちゃったりするかもしれないという少し懸念がやはりあるのかなという部分で、利用者から少し聞くと、どうしてもそこで一つ手を貸してほしいとかという部分が出てくるみたいなんです。そこで、やはりそのふれあい号の運転手さんにも、介護の講習を受けて、少し介護してあげられる程度でもいいので、乗せる部分だったりとか、降ろす部分ということに少し手を差し伸べてあげられるような助成、助成金とか補助とかというのは町からは考えていないのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

基本的には、利用者様については自力で乗降できるという条件で登録していただいておりますが、ただし、運転手に限っては、その辺、乗降については手を差し伸べるとか、そういったこともやっていただくように、町では契約上、福祉有償運送運転者講習というものを義務づけております。この中には、乗降介助、あと車椅子利用の方の操作方法、あと運転者の技術向上、これらの研修が含まれております。そういった研修を踏まえた運転手ということですので、その運転手の方の捉え方

によって手を差し伸べたり、ここは必要ないかと判断したりというところで、そういったことがあったかと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはりそういう条件があって、やっぱりそれも統一化してあげないと、あのときあの運転手さんは手伝ってくれたのにとか、この運転手は手伝ってくれないという運転手のクレームが出てしまう可能性があるんで、やはり意思統一、会社にしていただきたいなと思えます。

そこの中で、やはり自力で乗降できる75歳以上となったら、それはもう住民バス使えるんじゃないんですかと僕思ってしまうし、やはりもう少し大郷町の柔軟な対応というか、自力で75歳とかという部分を少し、もうちょっと緩和していただきたいと思えますので、これは今後、課と町長と行政と議員と皆で話し合ってもんでいければなというような、早期解決にしていきたいなと思えます。

大綱2点目のコロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。

以前から聞くともう基本的には町内の方は個人で接種とかという部分が出てきているので、その他、一般の方だったりとか、今後2回目とか打たれる一般の方に向けて、今高齢者だったりとか、基礎疾患のある方というのはお伺いしたんですけれども、一般の方はどのようになるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

一般の方につきましても基本的に接種のスキームというのは高齢者の方と同じでございまして、ただ、接種のワクチンの供給量の関係から、接種の時期が高齢者の方とはちょっとずれて、その後から実施されるというような形でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） このワクチン接種はなるべく多く受けていただきたいと僕は思いますが、どうしてもこれも任意接種になってしまいますので、このことから、やはり基礎疾患を持たれている方、高齢者の方、一般の方にしっかり周知徹底していただきたいし、どういうふうなシステムになるのか、分かる時点で分かるように、決まってから出すのではなくて、こんな感じになりますよ、予定案とかというような周知を行っていただきたいんですけれども、そのようなことを行う予定はあるのかないのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問にありましたような、誤解を受けない範囲で、分かっている情報のほうは提供してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） このコロナウイルスは、やはりどうしても今はやっているだけなので、今これがあと10年後になってしまえば、多分コロナウイルスというのはどうなっているか分からないので、また新しい新種が出ているかもしれません。でも、今現在ここが流行している以上、この不安なところを払拭できるように、その対策チームというのがありますので、そこで大郷町町民にやはりしっかりとしたこういう情報、ああいう情報と落ちてくるものをやはり早期に、大郷広報でもいいですし、ホームページでもいいですし、分かる範囲でやはり載せるべきだと僕は思いますので、なるべく分かる範囲で、予定でもいいので、あ、こんな感じなんだとイメージがつくようにしていただきたいと思います。

あと、2点目の集団接種会場には、町長は手段のない方に対して接種会場までと。その救いの手はやはりすばらしい、いいことで、何らかとあるので、やはりふれあい号だったりとか住民バスというようなことだとは多分思うんですけども、このことについて、やはりもう少し具体的にそれも分かりやすく。先ほども言いましたけれども、こういうふうな案がありますよとか、こういうふうにしますよと不安を少し払拭していただきたいと思いますので、このバスについてとか、ふれあい号の福祉のため、住民のために使えるように、そのときだけでもいいので引換券だったりとか、そういうところに発行するべきだと僕は考えるんですけども、そのような考えと同じなのか、それともまだ考え中なのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

交通手段につきましては、やはり接種日にもよりますけれども、ふれあい号の活用なり、あとは、集団接種につきましてはシャトルバスの運行ができないものかどうか、ちょっと接種のスケジュールとの絡みとか、そのときの本町の割当て人数にもよるんですけども、ちょっとその辺、見ながら検討しようといったようなことで、現在内部で検討中でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 最後に、このことはやはり今はやっていることなので、

先ほども言いましたけれども、10年後、50年後どうなっているか分からない。町長にお願いしたいんですけれども、全国でニュースになっている、この新型感染症に対する心ない偏見が話題になったりとか、町として大人も子供も含めてコロナに対する。

議長（石川良彦君） 時間ですので、簡潔にして。

1 番（吉田耕大君） はい。コロナの偏見を生まないよう啓発していただきたいと思いますので、その対策についてどういうことを考えているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 質問通告外でございます。交通費、送迎について無料で行うということで、その旨については特命から答弁いただきましたので、御理解いただきたいと思います。

これで吉田耕大議員の一般質問を終わります。

次に、13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 今回の3月定例会のラストバッターでございます。どうぞよろしくお伺いします。

今日は、外を見ますと本当に暖かくなってきまして、ぼちぼち農家の方々は農作業の時期かなと、そんなふうに感じられる気候でございます。世の中、コロナやら何やらで大変厳しい状況でございますが、今回はそういう中において農業支援策はということでお伺いしたいと思います。

まず、農業者の高齢化、後継者不足は、本当に深刻であります。本町では基幹産業ということで農業を掲げているわけでございますが、その農業の課題解決に向けまして、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず（1）として、農業振興総合補助金の利用件数、あるいはまた金額、内容をお聞きします。また、個人農家に特化した支援策、これは何か考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

次に、（2）といたしまして、世の中では生産の目安とかという言葉も使っておりますが、その中で、今年は米の作付面積、この生産の目安がちよっと減ってきたということでございまして、作付面積が減少となります。そこで、稲作農家にとりましては収入が減ることになると思いますが、その支援策はどのようなになっているのかお伺いします。

次に、（3）としまして、今回、黒川圏域において初めてのカントリーエレベーターが現在建設中ございまして、この秋から稼働するわけでございます。そのカントリーエレベーター、今後の予定並びに利用計画はどうなっているのか。あるいはまた、利用者に対する町の支援策は考えているのか。よろしくお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 若生議員の農業支援策についての御質問でございます。

（１）については、今年度の現段階で見込みとしては、利用件数が18件、補助金額として820万円となっております、主な内容としては農業機械の導入及び各地域で実施する集落機能維持などの事業となっております。また、個人農家に対する支援については、これまでと同様の支援を講じてまいります。

（２）であります、令和3年産主食米の作付面積のことだと思えますが、これは大郷町地域水田農業推進協議会において各農家・法人への主食用米の配分が決定されたものであり、町全体での面積として29ヘクタール、配分率として約1.3%の減となります。しかしながら、主食用米の作付を減らす分、減らされる分、備蓄米、飼料米などの新規需要米へ転換することで、収入は主食米と変わらない程度確保できるものと認識してございます。また、米でなく野菜などを生産した場合の補助金を令和3年度より増額して対応してまいりたいと考えてございます。

（３）については、カントリーエレベーター建設事業は、JA新みやぎが主導しているところでございます。今後、対象地域での利用説明会を予定しており、より多くの方に利用いただけるよう着実に進めてまいりたいと考えているところであります。町としても、カントリーエレベーターの活用と前川圃場整備など耕作条件の基盤整備事業と連携しながら、関係機関と情報を共有し、地域農業活性化、生産向上につなげるよう努めてまいります。また、利用者に対する支援策については、今後、JA新みやぎとの運営協議会の中で、必要があれば検討していくことが考えられますので、JA新みやぎとのまず運営協議会を通して考えてまいりたいということでございます。以上、申し上げます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それでは、まず農業振興補助金の件でございますが、ここに18件の利用とありました。この中でいろんな対象者がおると思いますが、法人なり組織の利用者と個人農家の利用者、その辺どんな比率になっているのか、まずお聞きしたいと。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今年度の利用者の内訳でございますが、法人につきましては9件、個人につきましては3件、それから集落ということで、ある程度行政区単位ということになります、こちらが6件ということで、18件となって

ございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この件に関しては私も以前利用させていただいた経過がありますが、なかなか申請の仕方が、できる人はぱっとやるんでしょうが、なかなか個人としては、私としては結構苦勞した経過があったわけでございます。確かに町民の皆さんの税金をこうやって使うわけでございますから、申請に関してちょっと手間がかかっても仕方がないのかなと思います。その辺、申請の仕方についてももう少し簡単に。使用目的云々というのは分かるんですが、そのほかに当時ですと、目的云々あるいはまたそれを使ったことによってどういうことが生まれるよとかと、そこまでこう考えなくちゃならないのかなというようなこともあったわけなんです。その辺もう少し簡単に、簡略的にならないものかなと常に思っているわけなんです。そうすれば、この個人の方々、今回率にして3分の1、4分の1もないわけなんです。この方々がもう少し増えるのではないのかなと思うんですが、その辺の考えお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちら、農業振興総合補助金がメインということになりますけれども、こちらにつきましては、当然、町民の皆様の税金を使ってということでの補助金になります。そういった意味で、申請を簡単にすることとは、それは簡単なことなんですけれども、やはりその効果としてどういった効果があると、それが見込まれるということも確認した上で、やはりその投資効果という部分で町としましても確認しなければいけないと思っております。

それと、申請に当たってということでございますが、こちら申請書を提出いただく際には、一度下書きなりしていただいた中で、こちら農政商工課のほうで書き方について御相談いただきながら提出いただいているというような現状もございますので、その辺はお気軽に農政商工課のほうに御相談をいただければと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この資金利用して、その後、報告もあったわけでございますね、何年かの。そういうこともあるわけでございますので、申請に関してある程度厳しくしなくても、報告の結果を見て云々と、こう判断はできるかと思っておりますので、その辺、もう少し手軽に申請してお借りでき、それで資金になれば、もう少し個人の農家の方々も利用可能ではな

いのかなと思うわけなんです。

個人農家、個人でも10ヘクタール、20ヘクタールとやっている方もおりますが、やはり2ヘクタール、3ヘクタール、2町歩、3町歩ぐらいの農家の方々も結構いるわけでございます。その中で、田植機械あるいはまたコンバイン、乾燥機を用意すれば、それなりの500万円、600万円、700万円と、こう資金が要るわけでございますので、そういう方々にもある程度応援しなくてはならない。大郷の水田農業1,700ヘクタールぐらいですか、面積、水田あったと思うんですが、その中で、法人、集落営農の方々も頑張っているわけでございますが、個人の方々も頑張っているというのは現実でございますので、そういう方々にももっと応援していく方法が必要なんではないのかなと思うわけでございます。その中で、個人農家に対する支援はこれまでと同様の支援策を講じていくとあるわけなんです、これまでと同様、この辺もう少し詳しくお願いしたいんですが。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほどの申請の簡便化といったところでございますが、こちらについては先ほども申し上げましたが、こちら農政商工課のほうで御相談を受けながらということで御提出をいただいております。その際、しっかりこういった形でということで御提案を申し上げながらやっているところでございまして、特にこれまで、いや、こいつ何とかなんないのかというようなお話というのは、今のところないような状況はございます。

それと、町の単独、単独というか、個人の方への支援といった部分でございまして、もちろん国、県の補助事業というのは当然用意されております。ただ、そちらについてはかなりハードルが高いということで、町の単独の支援策ということで様々用意している部分はございます。例を挙げますと、法人の新規雇用に対する支援、試用期間中の賃金であったり、宿泊施設、アパートの利用助成といったものがあって、最終的にはそれは個人の農家の方、就農を希望する方へ回っていくお金になるのかなと思ってございます。

それから、認定農業者ということでの、認定農業者もしくは新規就農者ということになります、こちらに対する主に農業機械の導入といったところにつきましては、法人ですと150万円、個人ですと80万円を上限として、それぞれの要件、ポイント制にして補助率を決めて補助をしているといった内容もございます。

それから、一般の農家の方向けということで、がんばる農家支援事業という形で、各種要件はございますが、上限20万円。補助率は、やはり認定農業者の方との若干の差をつけなくちゃいけないというところもございまして、7%ということでの設定ではございますが、そういった補助事業各種用意してございますので、何らかの機械の導入であったりといったところで御相談をいただければ、それに合った補助メニューであったり御案内できるものと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） いろんな形で支援策あるわけでございます。その中で、やはり認定農家、担い手と呼ばれている方々には、ある程度いろんな形で通知といたしますか、告知、周知されていると思うんですが、やはりそうやって2町歩前後の方々に対しては、もう少し優しい分かりやすい周知、こういう応援の事業ありますよというのも必要ではないかなと思うんですね。やっぱり先ほども金額にしますと、そういう方々、結構額が法人なり認定農家よりは少ないわけでございますので、そういう方々に頑張ってもらえればもう少し町の水田の管理といたしますか、先ほど石川議員からもお話あって後継者問題云々と出たわけでございますが、その辺のところ、そういう対策にもなると思いますので、もう少しそういう小規模農家の方々への周知も工夫していただいて。先ほど来、町長に言わせますと農協云々というのが農業に関しては出てくるわけなんでございますが、農協云々も分かるわけでございますが、やはりそうなった場合、農協への働きかけも私は必要ではないのかなと思いますので、その辺もう少しまめに、零細農家といたしますか、小さい方々にも通知なりお知らせをお願いしたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

小規模農家の方への周知といった部分につきましては、今後さらに、まるっきり周知をしているわけではございませんが、さらに周知のほうを徹底できればと思います。

農協に関しましても、実際、農家の方が接触のあるのは農協職員の方のほうが多いというところもあると思います。農業機械といった部分でも農協のほうのお世話になる部分も多いかと思っておりますので、農協とも連携を取りながら、その辺、周知をできればと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） その辺、確実にお願いいたしまして、何とかそういう方

々にも町の支援策が行き届くようによろしくお願ひしたいと、このように思います。

次に、収入減に関してでございますが、この頃、新聞等でも、コロナの影響によって中食、外食ですか、そういう需要が減って、なかなか業務用米が余っているというような情報もございます。そういうことを踏まえて、今年、まだ稲の作付前なんですが、今年の秋の米価は結構値下がりせざるを得ないんじゃないかというような、そんな話も聞こえているのが事実でございます。そんな中で、町全体で29ヘクタールですか、これは主食用米が減ることとございます。その中で備蓄用米あるいはまた飼料米として転換されるというような話でございますが、この29ヘクタール減った分については、もう営農計画については決定しているんですか。その辺の内容がどうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 営農計画といひますと、農家の営農計画ということになるかと思ひますけれども、こちらについては、現在、3月の20日前後ということになるかと思ひますが、それまでの取りまとめということで今お願ひしているところでございます。

営農計画を提出いただく際には、それぞれの農家の皆さんに対して、どれだけの主食用米の作付をしていい配分の面積も併せて通知した上で、計画を出していただくようになってございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この間、加工用米と輸出用米の実施についてと、計画ある方は取りまとめのようなもの来たんですが、あれに関しては、この29ヘクタール分、あれに向けるという計画でよかつたんでしょうか。それと、あれがそれを踏まえてどれくらい呼びかけに応じたのか。その辺お聞きします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 加工用米と新市場開拓米ということで農家の皆さんに御通知申し上げて、希望があるかどうかということで取りまとめをさせていただきました。その結果については、農協のほうにお渡しをさせていただいて調整しているところでございますが、基本的にはこれは、先ほど議員がおっしゃつたとおり29ヘクタール、主食用米が減った分に充てられる分ということでの考えで、今の段階で考えられる農家の方がいらっしゃるかどうかがということで取りまとめたものでございませ

た。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） その結果というのは、まだ分からないわけなんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 結果につきましては、今ほとんどのところは来ているかと思いますが、最終的な結果につきましては今取りまとめ中でございますので、後ほど結果は、もし必要であれば報告をさせていただきます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 加工用米は以前からありましたが、輸出用米の対応という話もあったわけですが、輸出用米、私もあの案内が来て初めて知ったわけなんですが、その輸出用米という形、どのような形で輸出するような計画なのか。その辺は分かっていたらお教えいただきたいんですが。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） すみません。はっきりと説明はちょっと難しいところがございますが、基本的には全農のほうでまとめて、数量のほうもまとめて全農での対応になるのかと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ生産した方々が有利になるような販売に、行政のほうからもいろいろお力添えをいただきたいと思っております。

その中で、収入が減るから支援策を云々とお願ひしたわけなんですが、助成金増額、この増額ということ、まだその辺、転作奨励金といいますが、そういう金額的には私ども届いていないと思う。届いているのかな。その辺どれくらい増額になっているものなんだか。これは野菜等を生産した場合、増額ということなんですが、そのほか、いろんな形で転作しているわけなんですね。その辺、別な形、例えば畜産をやっている方ですと、飼料作物やら云々という形あるわけなんですが、そういう方に対してでも増額と理解してよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちら今年産、来年度のということでの地域水田農業推進協議会、こちらでの事業の内容につきましては、営農計画書がお手元に届いているかとは思いますが、そちらのものと一緒に変更になった点であったりという部分も分かりやすく、配付のほうを各地区の推進委員、実行組合長さんが中心になるかと思っておりますけれども、

そちらのほうからお渡しいただいているものと思っております。

今回のその増額といった部分でございますが、こちらにつきましては、まず地域の振興作物ということで、今後、町として強く推していきたい作物ということで枝豆、それからネギ、それからホウレンソウ、この3品目については地域の振興作物の一番推奨したい部分ということで、これまで1万円ということでございましたが、1万円を増額して2万円からの交付金。それから、そのほかの野菜につきましては一律で、販売、それから自家消費を問わず、1,000円の増額ということで対応することとなっております。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 倍額という形になるかと思うんですが、やっぱりその辺のところ多くの方々に理解していただいて、枝豆なんか町でこれから勧めていこうという形であるわけなので、その辺、周知のほうを徹底していただいて、これからもやっていただければいいなと思うわけなんですが。

次に、カントリーについてお伺いしたいと思います。

カントリーエレベーター、黒川圏域で最初のカントリーエレベーターでございますが、やはり聞きますと、運営は最初何年か、3年から5年間は、大変、よそのカントリーでも厳しいという話を聞いておりました。そんな中で今回できるわけなんですが、取りまとめはまだだと思んですが、この利用の見通しはどれくらい。これ、満杯にして300ヘクタール可能だという話なんですが、どれくらいの利用計画があるのか。その辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、午前中の若生議員の質問に対する答弁の中で訂正がありますので、訂正説明を農政課長からさせます。農政課長。

農政商工課長（高橋 優君） すみません。少々2点ほど御報告、それから答弁の修正ということでさせていただければと思います。

1点目でございますが、主食用米の減分に対応するための野菜生産といったときの助成額の部分でございました。1万円から2万円ということで、倍額ということでの金額については、変わりはないんですが、対

象品目の中でネギ、枝豆、ホウレンソウということでお話をさせていただきましたが、ホウレンソウではなく、モロヘイヤということでございましたので、修正をさせていただければと思います。

あともう1点、議員のほうから質問のありました新市場開拓米の関係でございますが、こちら途中経過ということになりますけれども、25名の方から申請をいただきまして、約16ヘクタールということで取りまとめをしてございます。こちらについては、農協のほうに今数量のお示しをして、最終的には農協のほうで調整して決定されるものということになってございますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） それでは、若生 寛議員。

13番（若生 寛君） カントリーの利用の答弁を。

議長（石川良彦君） 失礼いたしました。

それでは、午前の質問に対する答弁をいただきます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

カントリーエレベーターの利用見込みということでございましたが、こちら昨年の12月の時点で農協のほうからの報告ということでございましたが、その時点では110町歩の見込みということでいただいております。先月、今年に入って2月ということになります。その時点で再度報告をいただいたときには、110町歩から200町歩、約200ヘクタールということで報告をいただいております。今後、目標としては300ヘクタールということでございますので、地域のほうに出向きながら対象となる農家の皆様に御説明を申し上げて、さらに利用率、稼働率を上げるような対策に取り組んでいきたいということでお話を伺ってございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まだ3分の2というような形でございまして、このカントリーエレベーターの運営に対して、何か町としての関わり方というのもあると思うんですが、どういう形で関わってくるのか。そこをお願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

カントリーエレベーターの運営に当たりまして、農協が事業主体ということになります。カントリーエレベーターの運営委員会ということで、今後、設置される見込みということになってございます。その際に、町のほうも運営委員ということで参加していただきたいということで、

申出はございました。そういった意味で、カントリーエレベーターの運営に係る必要な部分、町としても多額の補助金を交付しているといったこともございますので、きちんとその辺は運営委員として、求めるところは求めていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ町も主導的な立場で関わっていただければ、農協としても安心してやれるのかなと思っておりますが、よその町ですね、農協、新みやぎ農協管内ですと、栗っこ管内あるいはまたみどりの管内。その管内それぞれ旧町単位で1つぐらいずつあるわけなんです、そのカントリーのこれまでの経過、始まったときの経過を聞いてみますと、やはりすぐには受入れの満杯まではならないと。しばらく時間がかかるというような話も聞きました。それで、やはり3年から5年の間にはいろんな形で町なりから応援をいただいたような経過があると聞いたんですが、今回のこのカントリーも、まだ200ヘクタールということでございます。これからこの200ヘクタールを増やしていくのに当たって、私も一応利用はしますよというような届けはしたわけでございますが、私自身、機械類一式まだございまして、なかなか一回に全部というのは厳しい状況にあるわけなんです、そういうことも踏まえた上で、これから利用面積を増やしていくのに対して何か策がございましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今後こちらのカントリーエレベーターの利用につきましては、地域のほうに出向いて説明会を実施していくという中で、そのカントリーエレベーター、その品質であったり作業の効率化であったりという部分も訴えながら、御利用をしていただけるように努めることになるかと思っております。そういったところで御理解をいただきながら、まずは説明会が終わって、さらに上積みの分が出てくるものだと思っております。それでどこまで伸びるかというところはございますが、その後、運営委員会のほうで、まだ一度も開催はしてございませんが、運営委員会のほうでこれを今後どうしていくかといったところが検討されていくのかなと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 農協にお聞きしましたところ、利用料金という形を取るわけなんです、その中で、生もみ1キロ当たり21円という計画でいる

ような話でございました。よそのカントリーを見てみますと、20円から、安いところで16円、18円と、そんな形で運営しているところも多いようなわけでございますが、何せ21円とこう出したものの、それも300町歩、300ヘクタールに満杯になった時点での計算ではないのかなと思うんですが、それに対して、やはり利用料金への応援という形は、私は当初の3年なり5年なり必要かと思えます。その中で、町長の施政方針の中でもカントリーエレベーターへの支援という形で述べているわけですが、そういう意味においても利用料金への応援という形をぜひ取っていただきたいと思うんですが、その辺、町長のほうからお考え聞きたいなと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） その前に、このカントリーを農協さんが事業として取り組んでいるわけでありますから、この利用の問題までは相談を受けていませんので、十分JA新みやぎが経営、経営体としての考え方、今後、示されるというふうに思えますので、その時点でいろいろ考えてまいりたいなというふうに思えます。農協が自信を持って経営するという、ということから始まったものというふうに私は理解しているので、今ここで個々の農家の使用料云々については、くどいようですが、農協とお話ししてから、本町の農家がどういう形での支援を考えているのかななどもお聞きしたいなというふうに思えます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それはそのとおりにかなと思えます。農協としても建設に当たって1億円という大金を応援いただいているところもありまして、利用料金までお願ひするのをちょっと遠慮しているのかなとも思われます。最初にも話しましたが、この先、米の需要がどうなるかとっても不安な時期でもございますし、そうなりますと、米の生産量あるいはまたカントリーの利用にも響いてくると思えます。そういうことを踏まえて、農協のほうにもその辺考えがあると思えますが、それも踏まえましてこれからもこのカントリー、本当に黒川圏域最初のカントリーでございますので、順調に発足できて、これからも運営できますようによろしく御支援をお願ひしたいと思えますが、その辺、課長にもう一回、運営委員会において課長が参加すると思うんですが、その中において発言力を大きくしていただきたいと思えますので、決意のほうをお聞きしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 町長の後、課長、言えないでしょう。町長の言葉で最後

だと思っておりますけれども、その方向性についての答弁は。よろしいですよ、すると答弁なくても。

ということで、ほかにないですか。（「はい」の声あり）なければ、以上で若生 寛議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第3 報告第1号 大郷町障害者福祉計画について
議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第1号 大郷町障害者福祉計画についてを議題といたします。

提出者から報告第1号の報告を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第1号 大郷町障害者福祉計画について
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

本計画につきましては、障害者基本法に基づく町の障害者基本計画でございまして、障害者施策を推進するに当たっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関する行政運営の指針とするために作成したものでございます。

なお、障害者総合支援法による障害福祉計画並びに児童福祉法による障害児福祉計画としても位置づけられているものでございまして、障害者、障害児の地域生活支援のためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、計画的な支援体制の確保を定めたものでございます。

現在の計画である第3次障害者基本計画は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画であります。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は平成30年度から令和2年度までの3か年となっているため、両計画の進捗を踏まえ、第3次障害者基本計画についても必要に応じ見直ししたものでございます。

今回の計画につきましては、近年の障害保健福祉施策の動向を踏まえた国の基本指針に沿った数値目標を設定し、各種サービス提供体制の拡充、強化を図っていく内容としたものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしております計画のほ

うを御覧いただきたいと思います。

以上で大郷町障害者福祉計画についての御報告とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第1号の報告を終わります。

お諮りします。日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第6、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまで人事案件が続きます。

したがいまして、議場を閉鎖し、議案の説明、質疑、投票を行いたいと思います。なお、休憩時間及び開場の必要がある場合は除きたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、諮問第1号から日程6、同意第1号までの間、原則として議場を閉鎖し、審議を行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者としたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町中村字山崎21番地の1

氏 名 相 澤 恵 子

生年月日 昭和25年7月2日

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの経歴書を御覧いただき、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番石川壽和議員、9番和賀直義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。石川壽和議員及び和賀直義議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（石川良彦君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者としたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字宮畑30番地の2

氏 名 鈴木 利 博

生年月日 昭和42年1月17日

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書がございますので、御覧をいただき、御理解を賜りますようお願いを申し上げて説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番高橋重信議員、11番石垣正博議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋重信議員及び石垣正博議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

つき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字吉ヶ沢屋敷9番地の1

氏 名 高 橋 貞 吉

生年月日 昭和26年8月18日

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの経歴書を御覧いただき、御同意を賜りますようお願いを申し上げて説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に12番千葉勇治議員、13番若生 寛議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。千葉勇治議員及び若生 寛議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第7	議案第7号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	大郷町税条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第11号	大郷町営住宅条例の一部改正について

- 日程第12 議案第12号 大郷町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
- 日程第13 議案第13号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 議案第14号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第15号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第18号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第31号 大郷町介護保険条例の一部改正について
- 議長（石川良彦君） 日程第7、議案第7号 大郷町課設置条例の一部改正について、日程第8、議案第8号 大郷町税条例の一部改正について、日程第9、議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第10、議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第11号 大郷町営住宅条例の一部改正について、日程第12、議案第12号 大郷町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について、日程第13、議案第13号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第10号）、日程第14、議案第14号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第15、議案第15号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第16号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第17号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第18号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議案第19号 令和2年度大郷町戸別合併

処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議案第20号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）、日程第21、議案第21号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）、日程第22、議案第31号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第7号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第7号の提案理由を申し上げます。（「マイクもっと引っ張ってください」の声あり）はい。

12ページをお開きください。

議案第7号 大郷町課設置条例の一部改正について

大郷町課設置条例（平成6年大郷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

13ページを御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

町では、日本ドローン活用推進機構と連携しながら、国産ドローン関連企業や研究施設などの誘致を進める方針としており、その根幹となる国家戦略特区事業を推進するに当たり、課設置条例の各課分掌事務の中にこれを明記するものです。

同じく、令和3年度から、町民課と保健福祉課の子育て部門を統合し、育児相談や各種届出など子育て支援のワンストップ化を図るに当たり、母子保健に関することを明記するものでございます。

それでは、改正条文について御説明いたします。

第3条、課の分掌事務のうち、まちづくり政策課の項中に「国家戦略推進に関すること」を加えるものです。

同じく第3条、町民課の項中に「母子保健に関すること」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第7号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第7号について説明を終わります。

次に、議案第8号及び議案第9号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、議案第8号及び議案第9号の提案理由を申し上げます。

議案書14ページをお開き願います。

議案第8号 大郷町税条例の一部改正について

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の提案につきましては、平成27年頃の総務省の行政監察で減免申請期限が短いと指摘され、宮城県では自動車税の減免申請期限を納期限までに改正しました。これを受け、軽自動車税の減免申請期限を延長し、申請者の利便性を図るため改正を行うものでございます。

次に、15ページ、別紙を御覧ください。

今回の改正内容は、税条例第68条第2項、第69条第2項及び第3項中「前7日」を削り、納付期限までの申請期限に改正するものでございます。

なお、附則の第1条、施行期日でございますが、令和3年4月1日からの施行とするものです。

第2条、適用区分でございますが、改正後の規定は令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第9号の提案理由を申し上げます。

16ページをお開き願います。

議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の主な改正概要につきましては、個人所得課税の見直しにより、給与所得控除、公的年金等控除が引き下げられることで所得が増加し、その増加分を調整するため基礎控除額が引き上げられる改正が行われ、令和3年1月1日より適用されています。現行のまま軽減判定をすると軽減に該当しにくくなるため、個人所得課税の見直しに併せ、国保税の軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

17ページの別紙を御覧願います。

改正内容は、第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から、18ページを御覧ください。1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改めるものです。

附則第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」を「125万円」に改める。となります。

なお、附則の第1条、施行期日ですが、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用とするものです。

第2条、適用区分ですが、改正後の規定は令和3年度以後の年度分国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものです。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議案第8号及び第9号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第8号及び議案第9号について説明を終わり

ます。

次に、議案第10号及び議案第31号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、まず議案第10号について御説明申し上げます。

議案書19ページになります。

議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大郷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、死亡等の要因が自然災害によるものか、否かの判定が困難な場合には有識者で構成する審査会にて判定することになり、災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため審議会等を置くよう努めることと規定されていることから、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、災害弔慰金等支給審査委員会の規定を設け、また、併せて、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、審査委員会の委員報酬について定めるものでございます。

次ページ、別紙を御覧いただきたいと思います。

本則に第5章を加え、第17条で支給審査委員会の設置について規定するものでございます。

また、附則第2条第1項では、東日本大震災特別法の規定に関し貸付利率を規定していましたが、本則上で規定しているため削除し、第2項では政令の引用条項について修正したものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するもので、また支給審査委員会の委員の報酬について、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に加えるものでございます。

以上、議案第10号についての説明となります。

続きまして、議案書26ページをお開き願います。

議案第31号 大郷町介護保険条例の一部改正について

大郷町介護保険条例（平成12年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

本件は、第8期介護保険事業計画の策定による保険料の改定及び介護保険法施行令等の一部改正による所要の改正を行ったものでございます。27ページをお開き願います。

第2条第1項の改正については、保険料の適用する期間を第8期介護保険事業計画による令和3年から令和5年度の3年間としたほか、第5号において定める第5段階における保険料の基準額を月額6,300円の年額7万5,600円とし、各号において改正するものでございます。

同条第2項から第4項の改正につきましては、所得の少ない第1段階から第3段階まで、第1号被保険者に係る保険料の軽減措置について規定したものでございます。

第5条の改正につきましては、保険料算定に用いる合計所得額の定義について追加したものでございます。

なお、附則におきまして、施行日を令和3年4月1日とするとともに、施行日以前の取扱いについては従前の条例によることとする経過措置を設けております。

以上が議案第31号の説明となります。

議案第10号及び議案第31号について、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第10号及び議案第31号について説明を終わります。

次に、議案第11号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 22ページをお開き願います。

議案第11号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第11号 大郷町営住宅条例の一部改正について
大郷町営住宅条例（平成9年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、町営住宅の老朽化に伴い建て替え対象でありました東沢団地並びに田布施団地について、解体工事が令和3年3月で完了し、町営住宅としての役割が終了することから、町営住宅の管理対象から除くものです。

次ページの別紙を御覧願います。

大郷町営住宅条例の一部を改正する条例について、別表の1の表中、

東沢団地の項及び田布施団地の項を削るものです。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

ただいま御説明いたしました、議案第11号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第11号について説明を終わります。

次に、議案第12号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

議案第12号 大郷町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
大郷町東日本大震災復興交付金基金条例(平成24年大郷町条例第16号)
を別紙のとおり廃止するものとする。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙を御覧いただきます。

当基金につきましては、東日本大震災からの復興事業に充てるために平成24年6月8日に設置した基金で、東日本大震災復興交付金を財源に基金を造成し、復興交付基金事業計画に基づき、取崩しして災害公営住宅整備事業等の復興事業に充当してきたところでございます。東日本大震災復興交付金制度要綱に定める計画期限の令和2年度をもって東日本大震災復興交付金事業が終了することから、令和3年4月1日施行で本条例を廃止するものでございます。

以上で議案第12号につきましての提案理由の説明を終了いたします。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第12号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 6 分 休 憩

午 後 2 時 2 6 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案第13号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第13号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページを御覧ください。

議案第13号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるとこ

ろによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,270万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,718万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 規定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、契約締結によります旧粕川小学校解体工事の調整、一部不具合のあります議場空調機改修工事、平成4年に設置し、経年劣化した郷郷ランド複合遊具設置等工事、農業法人の農業機械購入に対する強い農業・担い手づくり総合支援交付金、4月28日以降に生まれた新生児に対しての子育て世帯臨時特別給付金、感染症対策としての生徒用机、椅子の購入等に係る所要の予算について計上しております。その他、3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の完了等による請差等による予算の調整を行ったものでございます。

補正額といたしましては、一般会計で1億9,270万9,000円の減額補正で、補正後の予算額は69億2,718万7,000円となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず、歳入です。

第1款町税第1項町民税957万2,000円の増額補正です。個人・法人町民税ともに増額計上でございます。

第2項固定資産税2,847万1,000円の増額補正でございます。太陽光発電施設の償却資産の増などによるものでございます。

第3項軽自動車税268万6,000円の増額補正です。新規登録後13年超の車両の増などによるものでございます。

第4項町たばこ税417万5,000円の減額補正です。喫煙率の低下及び昨年10月からのたばこ税の増税等による課税本数減などによるものでございます。

第5項入湯税41万7,000円の減額補正です。これにつきましては、利用者の減によるものでございます。

第2款地方譲与税第4項森林環境譲与税158万9,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金7万7,000円の増額補正です。こちらも交付見込額の増によるものでございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金30万4,000円の増額補正です。こちらも交付見込額の増によるものでございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項同じでございます。9万5,000円の減額補正でございます。交付見込額の減によるものでございます。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金108万1,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1,268万8,000円の減額補正でございます。交付見込額の減によるものでございます。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金57万5,000円の減額補正でございます。交付見込額の減によるものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税3,322万4,000円の増額補正でございます。震災復興特別交付税で、黒川行政のマテリアルリサイクル推進施設設置に係る負担金分の交付見込額の増によるものでございます。

第13款分担金及び負担金第1項負担金42万8,000円の減額補正です。児童クラブの新型コロナ感染対策期の臨時休業に伴う保育料の減などによるものでございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料487万5,000円の減額補正です。新型コロナウイルスによる利用者の減などにより、住民バス、スポーツ施設使用料の減、入退去による町営住宅使用料の減などによるものでございます。

次ページです。

第2項手数料29万1,000円の増額補正です。廃棄物搬入手数料の増などによるものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金3,592万1,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン接種費負担金について、国庫補助金より予算組替えによる増などによるものでございます。

第2項国庫補助金1,260万8,000円の増額補正です。大郷中学校トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金の増などによるものでございます。

第3項委託金167万9,000円の減額補正です。事業費の確定による粕川地区堤防除草作業委託金の減などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金2,947万4,000円の減額補正です。災害援護資金貸付見込みがないことによる災害援護費負担金の減などによるものでございます。

第2項県補助金1,375万3,000円の増額補正です。農業法人の農業機械購入に対する強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金の増などによるものでございます。

第3項委託金102万4,000円の増額補正です。個人県民税徴収取扱費委託金の増などによるものでございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入2万2,000円の減額補正です。電柱敷貸付収入の減によるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金1,000万円の減額補正です。ふるさと応援寄附金の減によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金2億2,641万8,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、東日本大震災復興基金、農業振興基金繰入金の調整によるものでございます。

第2項特別会計繰入金10万6,000円の増額補正です。国民健康保険特別会計繰入金の調整によるものでございます。

第21款諸収入第1項延滞金加算金及び過料124万8,000円の増額補正です。町税延滞金の調整によるものでございます。

第2項町預金利子3万5,000円の増額補正です。預金利子の調整によるものでございます。

第3項貸付金元利収入308万5,000円の増額補正です。繰上償還による奨学資金貸付金の増、災害援護資金貸付金の調整などによるものでございます。

第5項雑入142万5,000円の増額補正です。市町村振興宝くじ市町村交付金、災害見舞金及び災害対策支援金の増、各種検診自己負担並びに学校給食費の調整などによるものでございます。

第6項ポートピア事業交付金870万3,000円の減額補正です。売上げの減による環境整備協力費の減によるものでございます。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金866万円の減額補正です。こちらでも売上げの減による交付金の減によるものでございます。

第22款町債第1項町債3,100万円の減額補正です。事業費等の確定見込みによる公営住宅建設事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の調整、新型コロナウイルスの影響により、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等の減収分を補填する減収補填債の増などによるものでございます。

歳入補正額合計1億9,270万9,000円の減額補正でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費114万6,000円の減額補正です。議会の県外会議等の中止による費用弁償の減、職員の人件費の調整などによるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費2,464万2,000円の減額補正でございます。人件費の調整、各種基金積立ての調整、議場空調機改修工事費の増、契約締結による旧粕川小学校解体工事、防災無線装置更新工事等の調整が主なものでございます。

第2項徴税费131万1,000円の減額補正です。人件費の調整、町税完納報奨金の調整が主なものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費177万6,000円の減額補正です。人件費の調整、戸籍情報システム改修業務の調整などによるものでございます。

第5項統計調査費26万4,000円の減額補正です。各種統計調査の調整などによるものでございます。

第6項監査委員費22万2,000円の減額補正です。会議等の中止による報酬、費用弁償の調整などによるものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費2,181万2,000円の減額補正です。人件費の調整、国保会計、介護保険、後期高齢者医療会計繰り出しの調整、災害援護資金貸付金の調整、心身障害者医療費助成の調整などが主なものでございます。

第2項児童福祉費282万3,000円の減額補正です。すこやか子育て医療

費助成、こども園関連経費及び障害児通所給付費の調整、子育て世帯臨時特別給付金の増などが主なものでございます。

第3項災害救助費9,000円の減額補正です。仮設住宅共同施設の維持管理費の調整によるものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費687万2,000円の増額補正です。人事異動等に伴う人件費の調整、各種検診終了に伴う調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第2項病院費1,000円の増額補正です。公立黒川病院負担金等の調整によるものでございます。

第3項清掃費783万1,000円の増額補正です。黒川行政負担金の調整が主なものでございます。

第4項上水道費135万4,000円の減額補正です。新型コロナウイルス対応水道料金減免補助金の調整によるものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費5,215万3,000円の減額補正です。人件費の調整、農業法人の農業機械購入に対する強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増、汚染廃棄物処理業務、農地中間管理機構集積協力金の調整、物産館等屋根塗装工事の調整、農集排特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第2項林業費113万3,000円の増額補正です。森林環境整備基金積立ての調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費2,416万9,000円の減額補正です。事業継続支援交付金並びに商品券発行事業補助金の確定による調整が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費195万4,000円の減額補正です。人件費の調整が主なものでございます。

第2項道路橋梁費264万8,000円の減額補正です。道路台帳作成業務、除草等業務及び町道改良工事に伴う電柱移転補償費等の確定による調整が主なものでございます。

第3項河川費185万円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託業務の調整が主なものでございます。

次ページでございます。

第4項住宅費2,389万4,000円の減額補正です。高崎団地新築工事及び東沢・田布施団地解体工事の調整が主なものでございます。

第5項都市計画費2,904万2,000円の増額補正です。下水道事業、宅地分譲事業特別会計への繰出金、地域おこし協力隊事業費及び地方創生推

進連携協議会補助金の調整、経年劣化した郷郷ランド複合遊具設置等工事の増が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費473万8,000円の減額補正です。黒川行政負担金の調整によるものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費1,099万4,000円の減額補正です。人件費の調整、新型コロナ対策としての大学生等学業継続支援給付金の調整、心のケアハウス事業費、奨学資金貸付金の調整が主なものでございます。

第2項小学校費1,551万7,000円の減額補正です。感染症対策としてのスクールバス増便分の調整、G I G Aスクール構想による教材備品購入、施設設備工事等の調整が主なものでございます。

第3項中学校費2,680万4,000円の減額補正です。G I G Aスクール構想による教材備品購入等の調整、中総体の中止によるバス・タクシー借り上げ料の調整、トイレ改修工事の調整、感染症対策としての生徒用机、椅子の購入などの増が主なものでございます。

第4項社会教育費942万8,000円の減額補正です。人件費の調整、中央公民館構造計算業務の調整、社会教育施設管理費の調整などが主なものでございます。

第5項保健体育費404万7,000円の減額補正です。人件費の調整、感染症対策としてスポーツ大会、スポーツ教室の中止による調整、学校給食センター管理費の調整が主なものでございます。

第10款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費25万3,000円の増額補正です。東日本台風により被災した施設の県営災害復旧事業負担金の増でございます。

第4項災害廃棄物処理費129万円の減額補正です。災害廃棄物仮置場賃借料の調整でございます。

第11款公債費第1項公債費299万6,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金償還額の確定による調整でございます。

歳出補正額合計1億9,270万9,000円の減額補正でございます。

以上、補正前の予算額71億1,989万6,000円から歳入歳出とも1億9,270万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ69億2,718万7,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正について御説明をいたします。

今回の補正は、繰越明許費の追加21件でございます。

款、項、事業名、金額の順に御説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、中間サーバー接続設定事業で198万円でございます。社会保障・税番号制度の自治体間情報連携に必要な自治体中間サーバーのシステム切替えに伴い、国より配付される次期VPN装置の接続及び設定変更へ対応した中間サーバーの設定、調整を行うもので、国の接続設定スケジュールの変更に伴い所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

続きまして、議場空調機改修事業2,552万円です。今回、補正予算計上した事業で、議場空調機の故障により一部使用不可となっていることから更新するもので、所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

続きまして、被災者用分譲予定地等購入事業336万5,000円でございます。中村原地区の被災者用分譲予定地等の購入について、購入予定の農地について、農地転用の手続等に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

続きまして、旧粕川小学校解体事業1億4,256万円です。旧粕川小学校解体事業につきまして、アスベスト除去等解体工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、ため池改修事業1,144万円です。遠多田ため池改修工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業4,482万3,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、開発センター屋根外壁塗装等修繕事業1,691万1,000円でございます。開発センター屋根外壁塗装等工事で寒波や新型コロナの影響により所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、縁の郷長寿命化計画策定事業214万5,000円でございます。縁の郷の長寿命化計画を策定するもので、施設の実態を把握するため、現場、書類確認等に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、物産館屋根外壁塗装等修繕事業1,310万9,000円でございます。物産館屋根外壁塗装等工事で、開発センターと同様、寒波や新型コロナの影響等により所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

物産館排煙窓オペレーター修繕事業77万3,000円でございます。今回補正予算を計上した事業で、物産館1階欄間と2階排煙窓オペレーターを修繕するものでございまして、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路新設改良等事業1,401万4,000円でございます。町道土橋明ヶ沢線道路改良工事及び中屋敷洞下線側溝整備工事で、寒波や新型コロナの影響等により所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第4項住宅費、災害公営住宅地造成事業913万3,000円でございます。中村原地区の災害公営住宅地造成設計等業務で関係機関との協議に不測の日数を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5項都市計画費、郷郷ランド遊具設置等事業5,000万円です。今回補正予算を計上した事業で、既存の郷郷ランド遊具の更新に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、中村原地区宅地造成事業493万円です。中村原地区の分譲宅地造成設計等業務で関係機関との協議に不測の日数を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第9款教育費第2項小学校費、感染症対策等小学校教育活動継続支援事業26万1,000円でございます。今回補正予算を計上した事業等で、大郷小学校の新型コロナウイルス感染症対策用品等の購入に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第3項中学校費、感染症対策等中学校教育活動継続支援事業で73万6,000円でございます。今回補正予算を計上した事業などで、大郷中学校の新型コロナウイルス感染症対策用品等の購入に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

大郷中学校音響設備改修事業871万2,000円でございます。今回補正予算を計上した事業で、大郷中学校の校舎音響設備更新に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次ページでございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業2,390万円でございます。一昨年の中日本台風により被災した道路、河川の災害復旧事業で、寒波や新型コロナの影響等により所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業8,383万8,000円でございます。こちらも一昨年の中日本台風により被災した農

地、農業施設の災害復旧事業で、寒波や新型コロナの影響などにより所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業3,990万円でございます。こちらは一昨年のも東日本台風により被災した赤道、水路等の災害復旧事業で、寒波や新型コロナの影響などにより所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、総合運動場内排水路災害復旧事業3,410万円でございます。こちらは一昨年のも東日本台風により被災しました総合運動場内排水路の災害復旧事業で、寒波や新型コロナの影響などにより所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

今回の債務負担行為の追加1件、変更が7件でございます。

まず、1の追加でございます。

事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

1 令和元年度台風19号農業被害特別対策資金利子助成（令和2年度貸付分）で、設定期間が令和2年度から8年度までで、限度額38万3,000円とするものでございます。こちらにつきましましては、一昨年の台風19号の被害を受け、農業経営の維持が困難となった農業者の経営再建に向けた運転資金等の利子助成について債務負担行為を設定するものでございまして、個人4人、法人2社分でございます。

次に、2、変更でございます。

1 令和3年度自家用電気工作物保安管理業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を188万9,000円から166万5,000円に変更するものでございます。

2 子ども・子育て支援システム賃貸借で、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を958万円から928万4,000円に変更するものでございます。

次に、3 保健センター電話交換機設備賃貸借で、設定期間は補正前と同じで、電話回線開通に時間を要することから、限度額を64万円から67万4,000円に変更するものでございます。

4 小規模事業者経営改善資金利子補給でございます。設定期間は補正前と同じで、借入者の確定により限度額を142万2,000円から16万7,000円に変更するものでございます。

5 大郷町奨学資金貸与（令和2年度貸付分）です。設定期間は「令和2年度から令和4年度」に変更し、貸与者の確定により限度額を1,080万円から180万円に変更するものでございます。

6 大郷小学校学校業務員業務。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を989万1,000円から974万6,000円に変更するものでございます。

7 大郷中学校学校業務員業務。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を1,020万6,000円から1,005万8,000円に変更するものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

第4表地方債補正につきまして御説明をいたします。

追加1件、変更4件でございます。

まず、追加でございます。

1 減収補填債。新型コロナウイルスの影響により、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等の減収分を補填するものでございまして、限度額は3,270万円でございます。起債の方法は証書借入で、利率を5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。減収補填債につきましては、後年度、75%が交付税措置されるものでございます。

次に、変更でございます。

記載の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

1 公営住宅建設等事業。高崎団地新築工事、東沢・田布施団地解体工事及び工事監理業務の事業費確定見込みにより、限度額を5,580万円から4,430万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2 緊急防災・減災事業。防災無線装置更新工事の事業費確定見込みにより、限度額を1,770万円から1,600万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3 公共施設等適正管理推進事業。物産館、開発センター屋根塗装等工事の事業費確定見込みにより、限度額を6,730万円から3,980万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同

様でございます。

4 学校教育施設等整備事業。大郷中学校トイレ改修工事等の事業費の確定見込みにより、限度額を7,400万円から5,100万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第13号について説明を終わります。

次に、議案第14号及び議案第16号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第14号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の60ページをお開きください。

議案第14号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,364万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,615万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の収入見込みや県からの保険給付費等交付金の確定見込み、歳出では保険給付費の減、宮城県国民健康保険団体連合会への納付金額の確定によるものや各種事業の完了に伴う補正が主なもので、財源を一般会計からの繰入金などで調整したものでございます。

補正予算書の61ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税は2,182万6,000円の減額補正で、一般被保険者に係る保険税収納見込みによるものでございます。

第3款県支出金第1項県補助金は2,281万円の減額補正で、療養給付費などの歳出減額に伴うものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金は43万9,000円の減額補正で、出産一時金などの減による一般会計からの繰入れ減でございます。

第2項基金繰入金は849万4,000円の増額補正で、財源調整によるものでございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料は271万4,000円の増額補正で、国保税の延滞金収入でございます。

第2項雑入は21万8,000円の増額で、無資格受診に係る返納金で、保険者間の調整によるものでございます。

以上、歳入合計3,364万9,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費は5万4,000円の減額補正で、柔道整復施術療養費適正化事務への委託料や、宮城県国民健康保険団体連合会への負担金額の確定によるものでございます。

第2項徴税費は95万1,000円の減額で、子育て世帯への支援事業として実施いたしました18歳未満の被保険者に係る均等割相当額分の補助金交付事業の完了や、完納報奨金の精査、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各種事業を取りやめた納税組合への補助金の減によるものでございます。

第3項運営協議会費は17万5,000円の減額で、新型コロナウイルスの感染症拡大による各種研修会等の中止に伴う報酬及び費用弁償の減によるものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費は2,865万7,000円の減額補正で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えによるものと推測しております。

第2項高額療養費は535万5,000円の増額補正で、心臓疾患など一度に1,000万円を超える高額な手術が複数件あったためのものでございます。

第4項出産育児諸費は126万円の減額補正で、出産見込み数の減によるものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、宮城県国民健康保険団体連合会への各種納付金額の確定によるもので、第1項医療給付費分291万5,000円、第2項後期高齢者医療支援金等分56万円、第3項介護

納付金分131万6,000円、それぞれ減額補正となっております。

第5款保険事業費第1項特定健康診査等事業費は264万1,000円の減額補正で、特定健診の事業完了によるものなどがございます。

第2項保健事業費は58万1,000円の減額補正で、各種検診事業の完了によるものがございます。

第7款諸支出金第2項繰入金は10万6,000円の増額補正で、前年度分の繰入れ、繰り出しの確定によるものがございます。

以上、歳出合計3,364万9,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額9億5,980万1,000円に歳入歳出それぞれ3,364万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億2,615万2,000円とするものがございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の86ページをお開きください。

議案第16号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,129万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では広域連合への納付金の見込みによる補正が主なもので、財源を一般会計からの繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の87ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料は125万3,000円の減額補正で、保険料の収納見込みによるものでございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金は14万5,000円の減額で、事務費支出等の減による一般会計からの繰入れ減によるものでございます。

以上、歳入合計139万8,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費は13万8,000円の減額で、保険証などの郵送に係る通信運搬費の精査によるものでございます。

第2項徴収費は7,000円の減額で、保険料の口座振替手数料の精査によるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金は125万3,000円の減額で、広域連合への納付金の確定によるものでございます。

以上、歳出合計139万8,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8,269万3,000円に歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,129万5,000円とするものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

ただいま説明いたしました、議案第14号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第14号及び議案第16号について説明を終わります。

次に、議案第15号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書73ページをお開き願います。

議案第15号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第15号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,235万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,365万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に

よる。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、保険給付費並びに地域支援事業費の今年度実績による予算額の調整によるもので、財源につきましては給付費等の決算見込額に合わせた特定財源及び一般会計の繰入金により調整した内容でございます。

1月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,958人となっております。前年度3月末と比べまして8人増加。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数でございますが、587でございます。同様に7人の増加となっております。

それでは、74ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料1,233万9,000円の減は、第1段階から第3段階の低所得者第1号被保険者に係る軽減措置によるものが主なものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料2,000円の増は、督促手数料でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金449万3,000円の増につきましては、実績に伴う増額補正でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金498万9,000円の減は、保険給付費等の内示額により計上したものでございます。

第2項国庫補助金959万4,000円の減額につきましては、実績による調整交付金の調整、整理並びに保険者機能強化推進交付金によりまして、内示により計上したものでございます。

第5款県支出金第1項県負担金204万6,000円の増額につきましては、実績に伴う増額補正でございます。

第2項県補助金172万8,000円の減額につきましては、地域支援事業の内示額により計上した内容でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金407万6,000円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴う町負担分の増によるものが主なものでございます。

第2項基金繰入金2,513万2,000円の増につきましては、財源調整の補正計上でございます。

第8款繰越金第1項繰越金511万4,000円は前年度繰越金で、留保していたものでございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料14万1,000円の増につきましては、延滞金の収入実績により増額補正したものでございます。

以上、歳入補正の合計が1,235万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出です。

第1款総務費第1項総務管理費6万6,000円の減、需用費の計数整理によるものでございます。

第3項の介護認定審査会費115万円の減につきましては、介護認定調査訪問業務の件数減及び黒川地域行政事務組合負担金の調整等によるものでございます。

第4項運営協議会費9万6,000円の減につきましては、各種委員会の開催回数の変更に伴うものでございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費1,740万7,000円の増は、施設介護サービス等給付費で見込み単価の増によるものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費242万4,000円の減は、地域密着型介護予防サービス給付費で見込み件数の減によるものでございます。

第5項特定入所者介護サービス等費127万7,000円の増は、見込み単価の増によるものでございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費64万円の減額、第3項包括的支援事業・任意事業費195万4,000円の減につきましては、いずれも実績による減額補正を図ったものでございます。

歳出補正額合計1,235万4,000円の増額で、補正前の予算額10億4,129万7,000円に歳入歳出それぞれ1,235万4,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ10億5,365万1,000円とするものでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上の内容となっております。

事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第15号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時26分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

議案第17号及び議案第18号、議案第19号、議案第21号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 補正予算書の93ページをお開き願います。

議案第17号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第17号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ381万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,551万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、新規加入者増による受益者負担金や使用料などの増額、マンホールポンプ点検清掃業務費の確定見込み、計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金46万7,000円の増額は、新規加入者の増によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料16万2,000円の増額は、収入見込額の増によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金444万8,000円の減額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

歳入合計で補正額381万9,000円を減額し、2億3,551万5,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費329万4,000円の減額は、人件費の調整、マンホールポンプ点検清掃業務委託料の確定見込みによる減

額です。

第2項下水道建設費62万4,000円の減額は、マンホールポンプ更新工事や汚水ます設置工事などの額の確定見込みによるものです。

第3項流域下水道費9万9,000円の増額は、吉田川流域下水道事業負担金の確定によるものです。

歳出合計で補正額381万9,000円を減額し、2億3,551万5,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正です。

変更になります。

令和3年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、業務委託料の確定により限度額を1,240万円から1,078万円に変更するものです。期間については変更ございません。

以上で議案第17号の説明を終わります。

続きまして、105ページをお開き願います。

議案第18号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第18号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ133万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,413万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、粕川地区処理施設維持管理業務費や粕川集落排水処理施設の機能診断業務、修繕工事の完了による額の確定、計数等の整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金133万6,000円の減額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

歳入合計で補正額133万6,000円を減額し、6,413万7,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費56万1,000円の減額は、粕川集落排水処理施設維持管理業務委託料の確定見込み並びに農業集落排水処理施設機能診断業務委託料の確定によるものです。

第2項農業集落排水事業建設費77万5,000円の減額は、粕川集落排水処理施設修繕工事費並びに公共汚水ます設置工事費の減額によるものです。

歳出合計で補正額133万6,000円を減額し、6,413万7,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正です。

変更になります。

令和3年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、業務委託料の確定により限度額を15万4,000円から11万7,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、114ページをお開き願います。

議案第19号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第19号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,794万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、浄化槽設置工事实施に伴う契約請差による減額、設置基数の減による設置工事費等の減額、計数等の整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金17万9,000円の減額は、設置基数減に伴う受益者分担金の収入見込額の減額によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料58万1,000円の減額は、合併処理浄化槽使用料の収入見込額の減額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金300万円の減額は、事業費確定による国庫補助金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金791万8,000円の増額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入6万3,000円の減額は、消費税還付金の額確定による減額です。

第7款町債第1項町債510万円の減額は、合併浄化槽整備事業費確定による下水道事業債の減額によるものです。

歳入合計で補正額100万5,000円を減額し、6,794万1,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費83万9,000円の減額は、人件費の調整、設置基数減による排水設備設置補助金の減によるものです。

第2項合併浄化槽建設費871万9,000円の減額は、工事請負費の契約請差による減額並びに設置基数の減による工事費の減額によるものです。

第3款合併浄化槽災害復旧費855万3,000円の増額は、福島県を震源とする地震により被災を受けた合併浄化槽の修繕等に要する費用の見込額の計上によるものです。

歳出合計で補正額100万5,000円を減額し、6,794万1,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表繰越明許費になります。

第1款合併浄化槽事業費第3項合併浄化槽災害復旧費、事業名合併浄化槽災害復旧事業、翌年度繰越額を855万3,000円とするものです。繰越し理由ですが、福島県を震源とする地震により被災を受けた合併浄化槽の修繕等に際し、調査並びに工事に時間を要し、年度内完了が困難であることから繰り越すものです。

次ページになります。

第3表地方債の補正です。

変更になります。

起債の目的である合併処理浄化槽整備事業について、事業費の確定により限度額を830万円から320万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

以上で議案第19号の説明を終わります。

続きまして、136ページをお開き願います。

議案第21号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的な部分の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用による水道料金収入の減、大崎広域水道からの受水量減に伴う受水費の減によるものが主なものです。また、資本的な部分の補正につきましては、粕川大橋添架管更新事業費の確定による企業債の減額、建設改良費における工事費並びに委託料の確定によるものが主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

議案第21号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和2年度大郷町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）
第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入です。

第1款水道事業収益を2,107万1,000円減額し、2億4,284万9,000円とするものです。

第1項営業収益1,898万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道料金減免による収入の減額、戸建て住宅等の建設に伴う新規加入者が増えたことに伴う加入金などの増額が主なものです。

第2項営業外収益209万1,000円の減額は、新型コロナウイルス対策補助金や消費税還付金などの確定によるものです。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を89万4,000円減額し、2億6,484万4,000円とするものです。

第1項営業費用533万2,000円の減額は、使用水量減に伴う大崎広域水道からの受水費の減額などによるものです。

第2項営業外費用443万8,000円の増額は、消費税並びに特定収入消費税の額確定によるものです。

次ページをお開き願います。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,784万7,000円は当年度分損益勘定留保資金9,139万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額645万5,000円で補填するものとする。）

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を2,948万8,000円減額し、2,312万9,000円とするものです。

第1項工事負担金1,000円の減額は、計数整理によるものです。

第2項他会計負担金97万5,000円の減額は、土手崎三十丁地区消火栓設置工事費の確定による負担金の減額によるものです。

第3項企業債1,900万円の減額並びに第4項国庫支出金951万円の減額は、粕川大橋添架管更新事業の確定によるものです。

第5項出資金1,000円の減額並びに第6項他会計補助金1,000円の減額は、計数整理によるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出を446万2,000円減額し、1億2,312万2,000円とする

ものです。

第1項資産購入費1,000円の減額は、計数整理によるものです。

第2項建設改良費446万1,000円の減額は、川内地区配水管敷設に係る測量設計委託料並びに土手崎三十丁地区消火栓設置工事の確定、川内地区配水管敷設工事費の確定によるものです。

次ページになります。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的でございます水道管路近代化推進事業費について、粕川大橋添架管更新事業費の確定により、限度額を3,330万円から1,430万円に変更するものです。期間についての変更はございません。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第21号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました、議案第17号、議案第18号、議案第19号につきましては補正予算事項別明細書を、議案第21号につきましては、補正予算説明書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

議長 (石川良彦君) 以上で議案第17号及び議案第18号、議案第19号、議案第21号について説明を終わります。

次に、議案第20号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長 (武藤亨介君) それでは、議案第20号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算及び予算に関する説明書の128ページを御覧願ひします。

議案第20号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第4号)

令和2年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,626万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月3日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、議案第20号について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入におきましては、中粕川地区及び中村原地区造成事業費に係る一般会計繰入金による財源調整に伴う補正を図ったものになります。歳出におきましては、中村原地区の開発申請面積が確定したことによる申請手数料の計上、及び復興ビジョンに基づき実施する中粕川地区かさ上げ宅地造成に係る試験盛土観測費の計上、並びに実施中の用地測量業務の契約差金について減額計上するものであります。

それでは、129ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は72万2,000円の減額で、歳出予算計上に伴い減額して調整したものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

130ページを御覧願います。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地分譲事業費の補正額は72万2,000円の減額で、中村原地区分譲宅地の開発申請面積が確定したことによる申請手数料の計上並びに工期短縮目的のため、中粕川地区かさ上げ宅地造成事業における軟弱地盤対策工実施に先行して行う試験盛土観測費用の計上、及び中粕川地区について実施している用地測量費の契約差金の減額を行うものであります。

補正前の予算額2,699万1,000円から歳入歳出ともに72万2,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,626万9,000円とするものです。

続きまして、次ページの131ページをお開き願います。

第2表繰越明許費です。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費、事業名中村原地区宅地造成事業、翌年度繰越額を997万2,000円とするものです。繰越し理由でございますが、中村原地区造成設計において区画形状などの調整に不測

の時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでございます。

続きまして、事業名中粕川地区かさ上げ宅地造成事業、翌年度繰越額を143万円とするものです。繰越し理由でございますが、軟弱地盤対策工に先立ち実施する試験盛土の沈下観測時間がおおむね4か月程度の期間を要することが予想されるため、適正な業務期間を確保することから、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでございます。

以上で、議案第20号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）についての説明は以上になります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第20号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 5 6 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員